

千葉県告示第202号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月26日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月26日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
浜野町6号線	中央区浜野町1025番549から	前	3.64～3.82	91.4
	中央区浜野町1025番602まで	後	5.00～5.18	